

住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会開催要綱

(目的)

第1条 住宅火災原因のうち、近年増加傾向である「電気器具類」を原因とする火災について、発火源となった機器、出火に至る経緯、被害を生じた要因等について調査・分析を行い、その結果を基に効果的な予防策を検討し、それらを活用した広報等により住宅火災の件数及び死傷者数の低減を図ることを目的とする。

(検討事項)

第2条 検討会は、概ね次の事項について調査検討を行うものとする。

- (1) 「電気器具類」を発火源とする住宅火災の調査・分析
- (2) 調査・分析により得られた結果を踏まえた予防策・効果的な広報等のあり方

(検討会)

第3条 検討会の委員は、有識者、関係団体及び消防行政の関係者等のうちから、前条各号に掲げる検討事項の内容に応じて、消防庁予防課長が委嘱する。

2 検討会には座長を置く。

3 座長は、検討会を主宰する。また、座長に事故がある時は、座長の指名する者がその職務を代理する。

4 座長及び委員は、必要に応じ、検討会に関係者の出席を依頼し、意見等を求めることができる。

(検討会公開の原則)

第4条 検討会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

(委員等の任期)

第5条 委員の任期は、就任を承諾した日から令和6年3月31日(日)までとする。ただし、特に必要があると認められるときは、任期を別に定めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、消防庁予防課が処理する。

(補足)

第7条 この要綱に定めるほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から実施する。